

益子町立七井小学校 いじめ防止基本方針

本校では、全ての職員が「いじめは絶対に許されない」という共通認識をもち、児童が安心して生活することのできる「いじめのない学校づくり」に向けて学校組織全体で取り組みます。

1 いじめに関する考え方

(1) いじめの定義

当該児童と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）により、当該児童が心身の苦痛を感じているもの。（参考：いじめ防止対策推進法における「いじめの定義」）

(2) いじめの基本認識

職員全員が「いじめは、どの学校・どの学級・どの子供にも起こり得る」という認識をもつ。

(3) 組織的な対応に向けて

- ① いじめ対策の組織として、「いじめ・不登校対策委員会」を組織するとともに、保護者・地域・関係機関と連携しながら「いじめの無い学校づくり」を目指します。
- ② 全ての教育活動を通していじめの未然防止対策を行うとともに、いじめの疑いがある事態を把握した場合は、早期解決に向けて組織的に対応します。
- ③ 「いじめ防止基本方針実践のための行動計画」を策定し、職員は本計画に基づいて基本方針の実践に努めていきます。

2 いじめへの対応

(1) いじめの未然防止に向けて

- ① 道徳教育、人権教育、児童指導、学級指導等の充実を図ることで、豊かな心を育みます。
- ② 各教科等のあらゆる教育活動を通して「いじめを許さない・起こさない」という強い心を育て、いじめ防止に努めます。
- ③ 児童一人一人が意欲をもって各種学校教育活動に取り組めるよう、「集団づくり」や「授業づくり」に努めるなど、学業指導を充実させます。
- ④ 職員の言動が児童を傷付けたり、いじめを助長したりすることがないように、研修等を通して職員の人権意識を高めます。
- ⑤ インターネット（SNS）等の危険性を理解させながら、情報機器（ICT）の適切な使い方について指導します。

(2) いじめの早期発見に向けて

- ① いじめは、大人が気づきにくく判断しにくい方法で行われることを、職員全員が強く認識します。
- ② 日頃から児童との信頼関係を深めると共に、教育相談や児童アンケート等を通して児童の声に耳を傾けることで、些細な変化をも見逃さないようにします。
- ③ いじめの疑いのある状況が確認されたら、全職員で組織的に対応します。
- ④ 学校、保護者、地域の連携を密にし、信頼関係を深めることで情報共有に努めます。

(3) いじめの早期解決に向けて

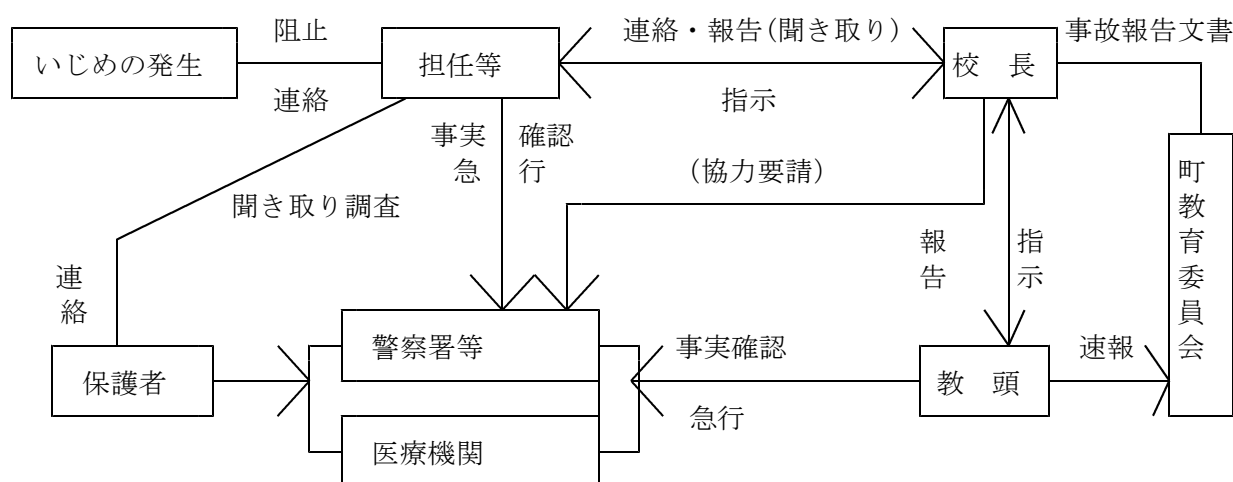
- ① いじめの被害を受けている児童を、責任をもって守り通します。
- ② 保護者の立場に立って、適切に対応します。
- ③ 指導を行う際には、安易に「いじめの解決」という結論を求めず、その後も組織的・継続的な対応を行います。
- ④ いじめの加害児童に対しては、いじめてしまった原因（理由）を明らかにすること等を通して善悪の判断を理解させ、二度といじめることが無いよう丁寧に指導します。
- ⑤ 指導の経過等について双方の保護者に対する説明責任を果たし、学校と保護者が協力していじめ解決に向けて取り組めるようにします。

(4) 警察との連携

いじめが犯罪行為として取り扱われるべきものであると認められる時は、教育委員会に報告すると共に、真岡警察署と連携して対処します。

[相談機関等]	
栃木県総合教育センター教育相談部	TEL 028-665-7211
【保護者専用】家庭教育ホットライン	TEL 028-665-7867
【子ども専用】いじめ相談さわやかテレフォン	TEL 028-665-9999
芳賀教育事務所学校支援課 (いじめ・不登校対策チーム)	
	TEL 0285-82-5274
益子町教育委員会学校教育課	TEL 0285-72-8862

3 関係機関との連携の流れ



[主な関係機関・電話番号]

・真岡警察署 (生活安全課)	TEL 0285-84-0110
・芳賀赤十字病院	TEL 0285-82-2195
・中央児童相談所	TEL 028-634-2416
・県東健康センター (福祉指導課)	TEL 0285-82-2139
・益子町役場健康福祉課	TEL 0285-72-8865
・芳賀教育事務所	TEL 0285-82-3324
・益子町教育委員会学校教育課	TEL 0285-72-8862